

第46回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面開催）

日時 令和4年1月14日

1 議題

（1）市有屋内施設の利用について

全ての市有屋内施設の利用について、発声の有無に関わらず収容人数を定員の50%以内とする（原則1月15日から対応）。ただし、既にチケットが販売済みのイベント等については、主催者側で感染防止対策を徹底することを条件に開催できるものとする。

（2）無料PCR検査の拡大実施について

市民会館裏駐車場を活用して、無料PCR検査（県事業）の拡大実施を図る。

2 報告事項

（1）県の対策本部会議（書面開催）について

県対策本部会議の内容は、次のとおり。

- ①県境をまたぐ移動は、基本的な感染防止対策（「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等）に加え、特に「三つの密」を回避するとともに、目的地以外に立ち寄らないよう徹底する。
- ②発熱等の症状がある場合は、外出を控える。